

SETOGIWA TIMES

発行者：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel: 06-6946-9505

① 夫婦生活共同体

人間の感情は法律ではコントロールできないものです。法律上（戸籍上）は「夫婦」という形が保たれていても実体が失われている関係もあり、法律上は夫婦と認められていなくても固い絆で結ばれている関係もあります。

法律は、「法律を知って生かそうとする人を守る」という性質を持っています。では、法律上の夫婦よりも不安定な内縁夫婦関係が解消されたときに、弱い立場に立つ人はどのように守られるのでしょうか。

弱い立場に立つ人が「私の権利はどうなるのですか」と声を上げると裁判所～法律はそれに応えようとします。過去の裁判例をひもといてみますと、法律の条文を盾にイレギュラーな事情を一切認めない頭でっかちな裁判官がいるかと思えば、あらゆる事情を考慮して弱い立場の人を守ろうと努力した裁判官のいたことが伺えます。弱い立場だからと言って諦めるのは早いのです。

① 内縁配偶者の保護は？

戦前から戦後しばらくの間も、夫婦が結婚式をあげ、親類縁者に披露し、同居を始めたとしても、婚姻の届出をしないことは珍しくありませんでした。

夫婦が同居を始めたらずぐに婚姻の届出をするものだ、という受け止め方はされていなかったのです。子どもが生まれてから婚姻届を出すのはごくふつうのことで、3人目の子どもが生まれたあとに婚姻届が出されている例もあります。「嫁」は、「嫁入り先」から「家風に合わない」とみなされたときや、子どもが生まれないうときは「嫁」と認められず、「里」へ返されることもありました。（「嫁して3年子なきは去る」）

婚姻の届出が定着していないことが、「婚家の判断ひとつで里へ返される」という仕打ちを「嫁」が受け入れる背景となっていたかもしれません。

内縁の夫婦関係は妻にとって不安定なものですから、妻が夫または夫の親族からの言いがかり的な理由で夫婦関係を解消されることがあっても、逆に妻から夫へ、夫の不貞などをとがめることは難しいという不均衡な状態でした。

それでも泣き寝入りしなかった何人かの女性が「不当な内縁の解消」、「婚姻予約の不履行」として裁判を起こしています。公表されている裁判例では、夫から妻に対して何らかの保障・賠償をすることを認めているものがあります。

重婚的内縁の保護は？

戸籍上の夫婦関係の実体が失われて、一方が別のパートナーと事実上の夫婦関係になり、その事実上の夫婦関係（重婚的内縁関係）が続いているときに、さらに別のパートナーと関係ができて先の重婚的内縁関係を解消すると、解消された相手方に対する法律的な保護はどうなるのでしょうか。

戸籍上の配偶者がいるとしても、配偶者以外の異性に恋愛感情を抱くことや性的関係を持つことを法律で禁じることができないのと同様、重婚的内縁関係においても偶発的（たまたま）にせよ意思的（積極的）にせよ、第三者との恋愛関係や性的関係は常にありえます。

裁判例によれば、重婚的内縁関係であっても、事実上の配偶者と認められた場合は保護の対象としています。ただ、重婚的内縁関係が法律的な保護を受けるためには、その関係に実質的な夫婦共同生活が存在するだけでなく、戸籍上の夫婦関係が事実上の離婚状態にあることが必要です。

遺族厚生年金・遺族共済年金は、戸籍上の配偶者との間に夫婦としての実体が失われているとき（別居、経済的依存関係・音信・交流の有無などを考慮）、事実上の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの）がいれば、戸籍上ではなく、事実上の配偶者に支給されることがあります。亡夫が契約した賃貸住宅に居住する権利、交通事故による亡夫死亡の損害賠償、死亡退職金など、事実上の配偶者の立場を尊重した例があります。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com